

令和元年5月31日（金）  
宮崎 政久議員（自民）

衆・法務委員会  
対法務当局（民事局）

1問 司法書士法及び土地家屋調査士法の第1条「目的規定」を「使命規定」に変更する理由は何か、法務当局に問う。

（答）

## 1 現状

現行の司法書士法第1条及び土地家屋調査士法第1条は、昭和53年の法改正の際に新設されたもので、それぞれの法律自体の「目的」を定める規定であった。

しかし、近年、司法書士・土地家屋調査士は、その業務範囲の拡大に伴い（注1），以前にも増して、我が国社会において専門家として重要な役割を果たすようになってきている。また、最近では、所有者不明土地問題の解決等のため登記制度の適正化が重要な課題となっており（注2），このような各種の課題解決に当たって専門家として果たすべき職責は極めて重くなっているといえる。

## 2 改正法案の趣旨

このような状況に照らすと、司法書士・土地家屋調査士が、我が国社会において専門家として認知されていることを前提に、その使命を明らかにする規定を設けることで、個々の司法書士・土地家屋調査士がその使命感をより一層高め、その職責を果たしていくことを期待することは、極めて重要であると考えられる。

このような観点から、司法書士法・土地家屋調査士法の冒頭において、「目的規定」を改め、それぞれ専門家としての使命を宣言する「使命規定」を設けることとしたものである。

（注1）司法書士・土地家屋調査士の業務範囲の拡大

- ① 司法書士の業務範囲については、簡裁訴訟代理等関係業務や成年後見・財産管理業務への関与が大幅に増加するなど業務範囲が拡大しており、また、その活動範囲も広域化してきている。
- ② 土地家屋調査士の業務範囲については、民間紛争解決手続代理関係業務や地図作成・地籍調査等の分野において活躍の場が拡大しており、また、その活動範囲も広域化してきている。
- ③ 司法書士及び土地家屋調査士は、共に、空家問題・所有者不明土地問題への対応、自然災害における復興支援等に、専門家として参画するなどしている。

#### (注2) 所有者不明土地問題の解決のための関与

- ① 司法書士については、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）に基づき、登記官が起業者その他の公共の利益となる事業を実施しようとする者からの求めに応じてする所有権の登記名義人に係る死亡の事実の有無の調査及び所有権の登記名義人となり得る者の探索に関し、法務局からの委託を受け、その調査等の業務を実施している。
- ② 土地家屋調査士については、経済財政運営と改革の基本方針2018において、「変則的な登記の解消を図るため、必要となる法案の次期通常国会への提出を目指す」ことが明記され、これに基づき、法務省は「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律案」を提出しているところ、この法案で創設される所有者等探索委員の主要な担い手として活躍が期待されている。

#### (参考) 使命規定を定めている他の士業の例

##### ○公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）

###### （公認会計士の使命）

第一条 公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。

##### ○弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）

###### （弁護士の使命）

第一条 弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。

## 2 (略)

### ○税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）

#### （税理士の使命）

第一条 税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

### ○弁理士法（平成十二年法律第四十九号）

#### （弁理士の使命）

第一条 弁理士は、知的財産（知的財産基本法（平成十四年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する知的財産をいう。以下この条において同じ。）に関する専門家として、知的財産権（同条第二項に規定する知的財産権をいう。）の適正な保護及び利用の促進その他の知的財産に係る制度の適正な運用に寄与し、もって経済及び産業の発展に資することを使命とする。

#### （参考）参照条文

### ○新司法書士法

改 正 法	現 行 法
<p><u>（司法書士の使命）</u></p> <p><u>第一条 司法書士は、この法律の定めるところによりその業務とする登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする。</u></p>	<p><u>（目的）</u></p> <p><u>第一条 この法律は、司法書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、登記、供託及び訴訟等に関する手続の適正かつ円滑な実施に資し、もって国民の権利の保護に寄与することを目的とする。</u></p>

### ○新土地家屋調査士法

改 正 法	現 行 法
<p><u>（土地家屋調査士の使命）</u></p> <p><u>第一条 土地家屋調査士（以下「調査</u></p>	<p><u>（目的）</u></p> <p><u>第一条 この法律は、土地家屋調査</u></p>

士」という。)は、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界(不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第百二十三条第一号に規定する筆界をいう。第三条第一項第七号及び第二十五条第二項において同じ。)を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もつて国民生活の安定と向上に資することを使命とする。

士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、不動産の表示に関する登記手続の円滑な実施に資し、もつて不動産に係る国民の権利の明確化に寄与することを目的とする。

令和元年5月31日（金）  
宮崎 政久議員（自民）

衆・法務委員会  
対法務当局（民事局）

2問 使命規定の新設に伴い、それに見合った資質の向上が求められ、それには会として行う研修の受講が不可欠であるが、各会の研修の実施状況及び各会の研修に対する国の協力体制はどうなっているか、法務当局に問う。

（答）

1 司法書士の研修には、既に司法書士会に入会している会員の資質の向上を目的とする「会員研修」、司法書士試験合格者と対象とした「新人研修」、簡裁訴訟代理等関係業務の資格取得のための「特別研修」がある。

「会員研修」は司法書士会に入会している会員に継続して研修の受講義務を課すものである。

これに対し、その他の研修については受講義務が課されていないが、その実施状況について申し上げると、「新人研修」については、平成29年度試験合格者の受講率は90.8%（571名／629名）となっている。

また、平成29年9月1日現在で、平成15年度以降実施されている「特別研修」を修了した者はのべ2万人を超えており（注），現時点における会員約2万2000人の極めて高い割合の者が受講している状況である。

2 他方で、土地家屋調査士の研修については、法務大臣が指定する団体が行う裁判外紛争解決手続機関において代理人として活動するための「特別研修」と、各土地家屋調査士会主催の研修会がある。

「特別研修」を修了し、法務大臣の認定を受けた認定土地家屋調査士は、平成29年10月2日現在で、のべ6000人を超えており、現時点における会員約1万6000人のうち相当の割合の者が受講している状況にある。

各土地家屋調査士会主催の研修会については、平成28

年11月の調査結果によれば、全国各地で年間385回の研修が開催されている。

3 さらに、各団体における研修に対する法務省及び法務局としての協力体制についてであるが、法務大臣の認定の前提となる両「特別研修」の実施について協力を行っているほか、各単位会で実施される研修についても、法務局の職員を講師として派遣するなどの協力をしている。

今後とも、司法書士及び土地家屋調査士の資質の向上のため、これらの研修については、引き続き、積極的に協力してまいりたい。

(注)平成29年における認定司法書士の数は、1万6512人である。

令和元年5月31日（金）  
宮崎 政久議員（自民）

衆・法務委員会  
対法務当局（民事局）

3問 東日本大震災等の災害発生時、その復興に当たり、司法書士及び土地家屋調査士は尽力しているが、法務当局の認識を問う。

（答）

- 1 委員の御指摘（注1）のとおり、東日本大震災等の自然災害の復興に当たって、司法書士や土地家屋調査士の方々はその有する専門的知見及び能力を用いて、様々な場面で尽力され、多大な貢献をしているものと承知している。
- 2 また、自然災害の被災地の法務局において行っている復興事業、具体的には、①被災者向けの登記相談（注2）、②倒壊等した建物の滅失調査作業、③震災復興型の登記所備付地図作成作業、登記所備付地図の街区単位修正作業などに関しても、司法書士や土地家屋調査士の方々には積極的に関与して、これらの事業をサポートしていただいている。
- 3 自然災害の復興に関する事業を円滑に実施するためには、司法書士及び土地家屋調査士の専門的知見及び能力が必要不可欠であると認識しており、法務省としては、今後とも、その協力を得ながら、我が国で発生する自然災害からの復興・復旧に共に尽力してまいりたい。

（注1）司法書士及び土地家屋調査士の取組事例

- 1 司法書士による主な取組

①無料相談会の実施

東日本大震災について、平成30年1月末までに日本司法書士会連合会に報告があった相談集計総数のデータでは、合計9427回の相談会が開催され、述べ22850人の相談員により34638件の相談に対応している。

平成28年熊本地震についても、地方自治体と連携した相談会を熊

本県・熊本市・益城町・御船町で継続して実施されており、相談件数は総計2983件（平成30年3月31日現在）である。また、九州ブロック司法書士会連絡協議会は、平成30年3月31日まで電話相談を実施し、総計1176件の相談があった。

### ②災害復興支援事務所の設置運営

東日本大震災について、被災により司法書士の法的サービスを受けることが困難になった地域における常設の活動拠点として、災害復興支援事務所を設置し、平成30年3月現在、宮城県4か所（南三陸町、気仙沼市、山元町、女川町）、岩手県3か所（陸前高田市、大槌町、宮古市）及び福島県2か所（南相馬市、広野町）に設置している。

平成28年熊本地震についても、阿蘇郡西原村に災害復興支援事務所「風の里司法書士相談センター」を設置し、平成28年度197件、平成29年294件の相談があった。

### ③被災市民向け広報

被災した市民向けのパンフレットなどを作成し、被災した司法書士会や被災自治体に配布している。

## 2 土地家屋調査士による主な取組

### ①無料相談会の実施等

東日本大震災について、各土地家屋調査士会において、無料相談所を開設して対応したほか、宮城・福島・岩手各県の土地家屋調査士会では、法務局や自治体等が実施する無料相談所に土地家屋調査士を派遣している。

平成28年熊本地震についても、熊本県土地家屋調査士会において、無料相談会を実施している。

### ②地方公共団体との防災協定締結

倒壊又は流失等した建物の損壊認定の調査への協力を約している。

### ③法務局が行う職権滅失登記のための調査等への関与

東日本大震災について、仙台法務局、福島地方法務局及び盛岡地方法務局から、①倒壊建物の滅失調査作業、②土地の境界等の被災状況実態調査、③地図の街区単位修正作業、④土地の境界復元作業につき、委託を受けて作業を実施した。また、現在、震災復興型登記所備付地図作成作業につき、委託を受けて作業を実施している。

平成28年熊本地震についても、熊本地方法務局から、倒壊等建物の滅失調査作業、②土地の被災状況等実態調査作業、③登記所備付地図精度確認作業、④地図の街区単位修正作業につき、委託を受けて作業を実施した。

(注2) 仙台、福島及び盛岡において、司法書士を登記相談員として雇用している。

4問 空き家問題、所有者不明土地問題は全国的な問題となつております、これを受けてそれぞれ新法が新設されたが、こうした現在の日本が抱える問題解決に向け、司法書士や土地家屋調査士の積極的な活用について、法務当局の認識を問う。

（答）

- 1 司法書士及び土地家屋調査士は、それぞれ、不動産登記のうち、権利の登記と表示の登記の専門家として、幅広く活躍をされており（注1），これまでも、所有者不明土地問題や空き家問題等に関しても、重要な取組をされてきているものと承知している（注2）。
- 3 例えば、所有者不明土地問題に関しては、司法書士は、これまで、相続登記の促進のための取組を法務局と連携して行ってきているほか、平成30年11月に一部施行された「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」に基づいて進められている長期間にわたり相続登記がされていない土地についての登記名義人となり得る者の調査の実施等に関しても、その主たる担い手となっている。
- 4 また、土地家屋調査士は、これまで、相続登記の促進のための取組を法務局と連携して行ってきているほか、今国会で成立した「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」で創設される「所有者等探索委員」の主要な担い手としての活躍も期待されている。
- 5 他方、空き家問題に関しても、司法書士及び土地家屋調査士は、それぞれの専門的な知見を活かし、市町村が設置する空家対策協議会の構成員として参画するなど、空き家対策の推進に積極的に協力しているところである。
- 6 このほか、経済財政運営と改革の基本方針2018（平成

30年6月15日閣議決定)等の政府方針において、2020年に所有者不明土地問題の解決に向けた民法、不動産登記法の見直しを行うこととされているが、この検討の過程においても、司法書士及び土地家屋調査士は、不動産登記の専門家として、積極的に検討に参画され、有益な御提言をいただけるものと期待しているところである。

7 法務省としては、空き家や所有者不明土地問題等の諸課題の解決に当たっては、引き続き、司法書士及び土地家屋調査士の皆様が積極的にご活躍いただくことを期待している。

#### (注1) 司法書士・土地家屋調査士の業務範囲の拡大

- ① 司法書士の業務範囲については、簡裁訴訟代理等関係業務や成年後見・財産管理業務への関与が大幅に増加するなど業務範囲が拡大しており、また、その活動範囲も広域化してきている。
- ② 土地家屋調査士の業務範囲については、民間紛争解決手続代理関係業務や地図作成・地籍調査等の分野において活躍の場が拡大しており、また、その活動範囲も広域化してきている。
- ③ 司法書士及び土地家屋調査士は、共に、空家問題・所有者不明土地問題への対応、自然災害における復興支援等に、専門家として参画するなどしている。

#### (注2) 所有者不明土地問題の解決のための関与

- ① 司法書士については、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号)に基づき、登記官が起業者その他の公共の利益となる事業を実施しようとする者からの求めに応じてする所有権の登記名義人に係る死亡の事実の有無の調査及び所有権の登記名義人となり得る者の探索に関し、法務局からの委託を受け、その調査等の業務を実施している。
- ② 土地家屋調査士については、経済財政運営と改革の基本方針2018において、「変則的な登記の解消を図るため、必要となる法案の次期通常国会への提出を目指す」ことが明記され、これに基づき、法務省は「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する

法律案」を提出し、本年5月17日に成立したところ、この法律で創設される所有者等探索委員の主要な担い手として活躍が期待されている。

令和元年5月31日（金）  
宮崎 政久議員（自民）

衆・法務委員会  
対法務当局（民事局）

5問 デジタル化の推進によるIT事業者の活動範囲の拡大に伴い、IT事業者の活動が有資格者にしか認められない業務に該当するか否かという問題が生じるが、こうした問題に対しても、どのように対処するのか、法務当局に問う。

（答）

1 （委員御指摘のとおり）法律サービスの分野を含む極めて幅広い分野において、人工知能を含む最先端の技術の活用が進み、法律サービスの在り方等についても、様々な変化が起これり得るとの予測が様々にされている。

このような変化を踏まえて、IT事業者による新たな事業活動が模索されているものと認識しており、昨年には、産業競争力強化法のいわゆる「グレーゾーン解消制度」（注1）に基づき、経済産業大臣から、法務大臣に対して、WEBサイトを通じたサービスに関し、司法書士法の解釈及び規定の適用の有無について確認を求められ、これに回答を行ったという経緯がある。

2 この回答においては、具体的には、まず、確認を求められた事業は、株式会社の本店移転の登記という特定の登記に必要となる登記申請書、印鑑届書等を利用者が登記所に提出するためだけに作成する場合に限定されていることを前提として確認した上で、さらに、「個別の事案において利用者からの依頼に基づき個別具体的なアドバイスをするようなものでない限りにおいて」との条件を付して、司法書士法との関係で実施が可能であるとしていることを確認したところである。

加えて、本件回答により実施が許容される事業の範囲は、これらの条件を満たす場合に限られ、これらの条件を満たさ

ない事業の実施については、本件回答に含まれるものではないことについても、改めて明らかにしている。

3 今後、このようなIT技術を活用した事業は社会全般で拡大していくことも予測されるが、法務省としては、サービス内容や宣伝広告の内容（注2）を含めたこのような事業活動の実態を注視し、司法書士法等に抵触することがないかどうかを見極めた上で、違法な行為を認知した場合には、関係機関及び関係団体と協力しつつ、適切に対処してまいり所存である。

このほか、技術革新の成果がどのように司法書士や土地家屋調査士が現に提供する法的サービスの内容や、各専門職者が取引の安全や安定のために現に果たしている役割にどのような影響を及ぼしていくものであるかについても、注意深く見守る必要があるものと認識している。

法律サービスにおけるIT技術の活用については、それが国民全体の権利利益を損なうことなく、法律サービスの質の向上に資するものであるかといった観点を含め、司法書士や土地家屋調査士の業務の在り方に与える影響についてよく注視して参りたい。

#### （注1）グレーゾーン解消制度

いわゆる「グレーゾーン解消制度」とは、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第7条の規定に基づき、事業者が、現行の規制の適用範囲が不明確な分野においても、安心して新事業活動を行い得るよう、具体的な事業計画に則して、あらかじめ、規制の適用の有無を確認することができるようとする制度である。

（注2）本事業活動の問題点は、司法書士と同レベルのサービスがウェブ上で安価に提供される旨をうたった宣伝広告を行う点にもあるとの指摘もあることから、事業活動全般を対象として実態を把握する必要があると考えられる。

(参考) 平成29年4月6日参・法務委元榮太一郎議員(自民)に対する大臣答弁

○国務大臣(金田勝年君) 元榮委員が御指摘のリーガルテック、これはリーガルとテクノロジーの造語であるというふうに承知しておりますが、法律サービス等の分野で人工知能といったような最先端のIT技術を活用するものであると、このように理解しております。  
その想定される具体的な内容というのは様々なものがあるものと認識をいたしております。

弁護士等の提供する法律サービスにおけるIT技術の活用につきましては、それが国民全体の権利利益を損なうことなくサービスの質の向上に資するものであれば普及が進むことは望ましいのではないかと、このように考えておる次第であります。

6問 デジタル化の推進に伴ってオンライン申請等ができるようになると、司法書士や土地家屋調査士が東京や大阪等の都市部に一極集中してしまうおそれがあるが、こうした事態が生じないよう、偏在防止のための配慮に関してどのような認識をしているか、法務大臣に問う。

### [デジタル化の必要性]

デジタル化の推進は我が国社会に大きな変革をもたらすものであり、政府全体としても、我が国の様々な分野において、デジタル化を推進していくことは、大きな政策目標となっているものと認識している。

### [司法書士等の業務に与える影響]

他方で、我が国社会においてデジタル化が進展した結果、司法書士や土地家屋調査士といった専門職者の業務の在り方にも大きな影響を与え、地方部に所在する顧客に対しても都市部の専門職者が様々なサービスを提供することができるようになる可能性もある。

そして、そのような状況が続くと、(委員御指摘のとおり、) 専門職者が都市部に偏在することに繫



がり、専門職者が国民に身近な存在として果たすべき様々な役割や機能が失われていくおそれもあるものと認識している（注1）。

## 〔所見〕

しかしながら、司法書士・土地家屋調査士の業務においては、各地域の慣習や実情に通じていることを必要とするものも多くあり（注2），このことは今後社会のデジタル化が進展しても変わることはないものと考えられる。

司法書士及び土地家屋調査士の方々には、地域の専門家として、引き続き、全国の至る所で活動していただくことを期待している。」

（注1）例えば、地域の実情に通じた法律や不動産の専門家として、各種のサービスを提供したり、各地方自治体における公的な取組（空き家対策など）へ参画したりすることが少なくなっていくおそれがある。

（注2）例えば、司法書士については、地域の金融機関における融資決裁の立会や相続人の調査などが、土地家屋調査士については、表示登記を行う際の実地調査、筆界確定の立会い、登記所備付地図の作成作業などがある。

【責任者：民事局 村松民事第二課長 内線 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]】

令和元年5月31日（金）  
宮崎 政久議員（自民）

衆・法務委員会  
対法務当局（民事局）

7問 司法書士及び土地家屋調査士も使命規定が設けられ、  
国民の権利擁護という観点からも高い使命感が求められ  
ルことを踏まえると、職務の独立性を保持するために周  
旋禁止規定を設ける必要はないか、法務当局に問う。

（答）

1 司法書士又は土地家屋調査士以外の者が、司法書士又は土地家屋調査士に対してこれらの業務を斡旋（あっせん）し、他方で、司法書士又は土地家屋調査士はからその対価を得るという周旋行為を禁止する必要があるのではないかとの指摘があることについては、承知している（注）。

士業の業務に関連して、このように周旋行為を業とすることを禁止する規定は、弁護士法には存在するものの（同法第72条）、他の士業法においては同趣旨の規定は存在しない。

そこで、このような司法書士又は土地家屋調査士に関する周旋行為がどの程度行われているのかの実態把握や、どのような弊害を生じさせているのかなどを関係団体と連携しつつ十分に把握するとともに、このような禁止規定を設けることの影響についても、見極める必要があるものと認識している。

2 法務省としては、委員の御指摘も踏まえつつ、司法書士又は土地家屋調査士について周旋を禁止する規定を設けることの要否について検討してまいりたい。

（注）司法書士又は土地家屋調査士が、第三者に周旋行為を要する行為は、「不当な手段によつて依頼を誘致する」行為として、司法書士法施行規則第26条（依頼誘致の禁止）又は土地家屋調査士法施行規則第24条に違反するものと解される。

(参照条文)

○弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）

（非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止）

第七十二条 弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訴訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることはできない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

○司法書士法施行規則（昭和五十三年法務省令第五十五号）

（依頼誘致の禁止）

第二十六条 司法書士は、不当な手段によって依頼を誘致するような行為をしてはならない。

○土地家屋調査士法施行規則（昭和五十四年法務省令第五十三号）

（依頼誘致の禁止）

第二十四条 土地家屋調査士は、不当な手段によって依頼を誘致するような行為をしてはならない。

令和元年5月31日（金）  
濱地 雅一議員（公明）

衆・法務委員会  
対法務当局（民事局）

1問 改正後の司法書士法第50条の2の「処分の手続を開始」とは、どの時点を指すのか、法務当局に問う。

（答）

改正法案においては、司法書士・土地家屋調査士の懲戒処分について、懲戒の事由があったときから7年を経過したときは、懲戒処分の手続を開始することはできないこととしている（司法書士法第50条の2、土地家屋調査士法第45条の2）。

この「処分の手続を開始する」とは、「処分の手続」を現に外部的に行うということを意味するものである。

具体的には、行政手続法第13条第1項の規定による意見陳述のための手続を開始すること、すなわち、同法第15条第1項に規定する聴聞の通知をすることが「処分の手続の開始」に該当する。

したがって、懲戒の事由があったときから7年を経過するまでに「聴聞の通知」がされなければ、除斥期間の経過によって懲戒処分の手続を開始することができないこととなる。

（参照条文）

○新司法書士法

改 正 法	現 行 法
<p>（司法書士に対する懲戒）</p> <p>第四十七条 司法書士がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、<u>法務大臣</u>は、当該司法書士に対し、次に掲げる処分をすることができる。</p>	<p>（司法書士に対する懲戒）</p> <p>第四十七条 司法書士がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、<u>その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長</u>は、当該司法書士に対し、次に掲げる処分</p>

<p>一 戒告 二 二年以内の業務の停止 三 業務の禁止</p>	<p>をすることができる。 一 (同上) 二 (同上) 三 (同上)</p>
<p>(司法書士法人に対する懲戒)</p> <p><b>第四十八条</b> 司法書士法人がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、<u>法務大臣</u>は、当該司法書士法人に対し、次に掲げる処分をすることができる。</p> <p>一 戒告 二 二年以内の業務の全部又は一部の停止 三 解散</p> <p><u>2 前項の規定による処分の手続に付された司法書士法人は、清算が結了した後においても、この章の規定の適用については、当該手続が結了するまで、なお存続するものとみなす。</u></p>	<p>(司法書士法人に対する懲戒)</p> <p><b>第四十八条</b> 司法書士法人がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、<u>その主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長</u>は、当該司法書士法人に対し、次に掲げる処分をすることができる。</p> <p>一 (同上) 二 (同上) 三 (同上)</p> <p><u>2 司法書士法人がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、その従たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長（前項に規定するものを除く。）は、当該司法書士法人に対し、次に掲げる処分をすることができる。ただし、当該違反が当該従たる事務所に関するものであるとき有限る。</u></p> <p><u>二 戒告 二 当該法務局又は地方法務局の管轄区域内にある当該司法書士法人の事務所についての二年以内の業務の全部又は一部の停止</u></p>

<p>(懲戒の手続)</p> <p>第四十九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法務大臣は、<u>第四十七条第一号若しくは第二号又は前条第一項第一号若しくは第二号に掲げる处分をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。</u></p> <p>4 前項に規定する处分又は第四十七条第三号若しくは前条第一項第三号の处分に係る行政手続法第十五条第一項の通知は、聴聞の期日の一週間前までにしなければならない。</p> <p>5 (略)</p>	<p>(懲戒の手続)</p> <p>第四十九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法務局又は地方法務局の長は、<u>第四十七条第二号又は前条第一項第二号若しくは第二項第二号の处分をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。</u></p> <p>4 (同上)</p> <p>5 (略)</p>
<p>(除斥期間)</p> <p>第五十条の二 懲戒の事由があつたときから七年を経過したときは、第四十七条又は第四十八条第一項の規定による处分の手続を開始することができない。</p>	<p>(新設)</p>

### ○新土地家屋調査士法

改 正 法	現 行 法
<p>(調査士に対する懲戒)</p> <p>第四十二条 調査士がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、<u>法務大臣は、当該調査士に対し、次に掲げる处分をすることができる。</u></p> <p>一 戒告</p> <p>二 二年以内の業務の停止</p>	<p>(調査士に対する懲戒)</p> <p>第四十二条 調査士がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、<u>その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長は、当該調査士に対し、次に掲げる处分をすることができる。</u></p>

<p>三 業務の禁止</p>	<p>一 (同上) 二 (同上) 三 (同上)</p>
<p>(調査士法人に対する懲戒)</p> <p>第四十三条 調査士法人がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、<u>法務大臣</u>は、当該調査士法人に対し、次に掲げる処分をすることができる。</p> <p>一 戒告 二 二年以内の業務の全部又は一部の停止 三 解散</p> <p><u>2 前項の規定による処分の手続に付された調査士法人は、清算が結了した後においても、この章の規定の適用については、当該手続が結了するまで、なお存続するものとみなす。</u></p>	<p>(調査士法人に対する懲戒)</p> <p>第四十三条 調査士法人がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、<u>その主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長</u>は、当該調査士法人に対し、次に掲げる処分をすることができる。</p> <p>一 (同上) 二 (同上) 三 (同上)</p> <p><u>2 調査士法人がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、その従たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長（前項に規定するものを除く。）は、当該調査士法人に対し、次に掲げる処分をすることができる。ただし、当該違反が当該従たる事務所に関するものであるときに限る。</u></p> <p><u>一 戒告 二 当該法務局又は地方法務局の管轄区域内にある当該調査士法人の事務所についての二年以内の業務の全部又は一部の停止</u></p>

<p>(懲戒の手続)</p> <p>第四十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>法務大臣は、第四十二条第一号若しくは第二号又は前条第一項第一号若しくは第二号に掲げる处分をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。</u></p> <p>4 前項に規定する处分又は第四十七条第三号若しくは前条第一項第三号の处分に係る行政手続法第十五条第一項の通知は、聴聞の期日の一週間前までにしなければならない。</p> <p>5 (略)</p>	<p>(懲戒の手続)</p> <p>第四十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>法務局又は地方法務局の長は、第四十二条第二号又は前条第一項第二号若しくは第二項第二号の处分をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。</u></p> <p>4 (同上)</p> <p>5 (略)</p>
<p>(除斥期間)</p> <p>第四十五条の二 懲戒の事由があつたときから七年を経過したときは、第四十二条又は第四十三条第一項の規定による处分の手続を開始することができない。</p>	<p>(新設)</p>

○行政手続法（平成五年法律第八十八号）

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第十三条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

一 次のいずれかに該当するとき 聽聞

イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

ロ イに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ハ 名あて人が法人である場合におけるその役員の解任を命ずる不利益処分、名あて人の業務に従事する者の解任を命ずる不利益処分又は名あて人の会員である者の除名を命ずる不利益処分をしようとするとき。

ニ イからハまでに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相当と認めるとき。

二 前号イからニまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

2 (略)

#### (聴聞の通知の方式)

第十五条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間をおいて、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項

二 不利益処分の原因となる事実

三 聴聞の期日及び場所

四 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。

一 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

二 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。

3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第一項の規定による通知を、その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

令和元年5月31日（金）  
濱地 雅一議員（公明）

衆・法務委員会  
対法務当局（民事局）

2問 懲戒手続における大臣の権限は、省令で定めるところにより、法務局長などに委任することができることとされているが、聴聞手続など重要な手続について、法務局長に広範な委任を認めては、法務大臣を懲戒権者とした趣旨が没却されると考えるが、省令ではどのような規定とする予定か、法務当局に問う。

（答）

1 改正法案においては、法務省令により、懲戒に関する法務大臣の権限を法務局又は地方法務局の長に対して委任することを許容する規定を設けている（司法書士法第71条の2、土地家屋調査士法第66条の2）が、飽くまでも懲戒権者は法務大臣であり、委任することができるのは、その権限の一部に限られる。

この規定に基づいて法務局又は地方法務局の長に委任する権限としては、

- ① 法令違反の事実があると思料するときに国民が行う通知等の受領の権限（司法書士法第49条第1項、土地家屋調査士法第44条第1項）
- ② 懲戒事案の事実についての必要な調査の権限（司法書士法第49条第2項、土地家屋調査士法第44条第2項）
- ③ 懲戒処分をしようとするときにする聴聞の手続の権限（司法書士法第49条第3項、土地家屋調査士法第44条第3項）

を委任することを想定している。また、併せて、法務大臣にも、これらの権限を留保する旨の規定も設けることを想定している。

2 ご指摘の聴聞の手続についても、地方に在住している懲戒の対象者が常に法務省の所在する東京まで移動しなければな

らないとすることは合理性を欠く面もあることから、権限の委任を許容することを検討しているところである。

3 もっとも、その具体的な運用に当たっては、懲戒に関する各種の権限が法務大臣の権限とされた趣旨を踏まえつつ、日本司法書士会連合会及び日本土地家屋調査士会連合会ともよく協議し、両連合会の意見も踏まえた上で、懲戒手続の適正・合理化を実現することができるよう努めて参りたい。

(参照条文)

○新司法書士法

改 正 法	現 行 法
<p>(懲戒の手続)</p> <p>第四十九条 何人も、司法書士又は司法書士法人にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する事実があると思料するときは、<u>法務大臣</u>に対し、当該事実を通知し、適当な措置をとることを求めることができる。</p>	<p>(懲戒の手続)</p> <p>第四十九条 何人も、司法書士又は司法書士法人にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する事実があると思料するときは、<u>当該司法書士又は当該司法書士法人の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長</u>に対し、当該事実を通知し、適当な措置をとることを求めることができる。</p>
<p>2 前項の規定による通知があつたときは、<u>法務大臣</u>は、通知された事実について必要な調査をしなければならない。</p>	<p>2 前項の規定による通知があつたときは、<u>同項の法務局又は地方法務局の長</u>は、通知された事実について必要な調査をしなければならない。</p>
<p>3 <u>法務大臣は、第四十七条第一号若しくは第二号又は前条第一項第一号若しくは第二号に掲げる処分をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならぬ。</u></p>	<p>3 <u>法務局又は地方法務局の長は、第四十七条第二号又は前条第一項第二号若しくは第二項第二号の処分をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならぬ。</u></p>

4・5 (略)	4・5 (同上)
<p>(権限の委任)</p> <p><u>第七十一条の二 この法律に規定する法務大臣の権限は、法務省令で定めるところにより、法務局又は地方法務局の長に委任することができる。</u></p>	(新設)

○新土地家屋調査士法

改 正 法	現 行 法
(懲戒の手続)	(懲戒の手続)
<p>第四十四条 何人も、調査士又は調査士法人にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する事実があると思料するときは、<u>法務大臣</u>に対し、当該事実を通知し、適当な措置をとることを求めることができる。</p> <p>2 前項の規定による通知があつたときは、<u>法務大臣</u>は、通知された事実について必要な調査をしなければならない。</p> <p>3 <u>法務大臣</u>は、<u>第四十二条第一号若しくは第二号又は前条第一項第一号若しくは第二号に掲げる処分</u>をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならぬ。</p>	<p>第四十四条 何人も、調査士又は調査士法人にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する事実があると思料するときは、<u>当該調査士又は当該調査士法人の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長</u>に対し、当該事実を通知し、適当な措置をとることを求めることができる。</p> <p>2 前項の規定による通知があつたときは、<u>同項の法務局又は地方法務局の長</u>は、通知された事実について必要な調査をしなければならない。</p> <p>3 <u>法務局又は地方法務局の長</u>は、<u>第四十二条第二号又は前条第一項第二号若しくは第二項第二号の処分</u>をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。</p>
4・5 (略)	4・5 (同上)
<p>(権限の委任)</p> <p><u>第六十六条の二 この法律に規定する法</u></p>	(新設)

務大臣の権限は、法務省令で定めると  
ころにより、法務局又は地方法務局の  
長に委任することができる。

令和元年5月31日（金）  
濱地 雅一議員（公明）

衆・法務委員会  
対法務当局（民事局）

3問 懲戒処分の判断権限については、法務大臣の権限が法務局長に委任されることはないとということで良いか、法務当局に問う。

（答）

法務省令によって法務局・地方法務局の長に委任するのは、先ほど申し上げたとおり、飽くまでも聴聞や事実の調査などの法務大臣の権限の一部に止めることを想定しており、事実の認定や処分の量定などの判断権限については、法務大臣が行使することとなる。

（参考）参照条文

○新司法書士法

改 正 法	現 行 法
<p>（懲戒の手続）</p> <p>第四十九条 何人も、司法書士又は司法書士法人にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する事実があると思料するときは、<u>法務大臣</u>に対し、当該事実を通知し、適当な措置をとることを求めることができる。</p>	<p>（懲戒の手続）</p> <p>第四十九条 何人も、司法書士又は司法書士法人にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する事実があると思料するときは、<u>当該司法書士又は当該司法書士法人の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長</u>に対し、当該事実を通知し、適当な措置をとることを求めることができる。</p>
<p>2 前項の規定による通知があつたときは、<u>法務大臣</u>は、通知された事実について必要な調査をしなければならない。</p>	<p>2 前項の規定による通知があつたときは、<u>同項の法務局又は地方法務局の長</u>は、通知された事実について必要な調査をしなければならない。</p>
<p>3 <u>法務大臣</u>は、<u>第四十七条第一号若しくは第二号又は前条第一項第一号若しくは第二号</u>に掲げる処分をしようと</p>	<p>3 <u>法務局又は地方法務局の長</u>は、<u>第四十七条第二号又は前条第一項第二号若しくは第二項第二号</u>の処分をしよ</p>

するときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかるわらず、聴聞を行わなければならぬ。	うとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかるわらず、聴聞を行わなければならぬ。
4・5 (略)	4・5 (同上)
(権限の委任) <u>第七十一条の二</u> <u>この法律に規定する法務大臣の権限は、法務省令で定めるところにより、法務局又は地方法務局の長に委任することができる。</u>	(新設)

## ○新土地家屋調査士法

改 正 法	現 行 法
(懲戒の手続)  第四十四条 何人も、調査士又は調査士法人にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する事実があると思料するときは、 <u>法務大臣</u> に対し、当該事実を通知し、適当な措置をとることを求めることができる。	(懲戒の手続)  第四十四条 何人も、調査士又は調査士法人にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する事実があると思料するときは、 <u>当該調査士又は当該調査士法人の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長</u> に対し、当該事実を通知し、適当な措置をとることを求めることができる。
2 前項の規定による通知があつたときは、 <u>法務大臣</u> は、通知された事実について必要な調査をしなければならない。	2 前項の規定による通知があつたときは、 <u>同項の法務局又は地方法務局の長</u> は、通知された事実について必要な調査をしなければならない。
3 <u>法務大臣</u> は、 <u>第四十二条第一号若しくは第二号又は前条第一項第一号若しくは第二号に掲げる処分</u> をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分に	3 <u>法務局又は地方法務局の長</u> は、 <u>第四十二条第二号又は前条第一項第二号若しくは第二項第二号の処分</u> をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための

<p>かかわらず、聴聞を行わなければなら ない。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>手続の区分にかかわらず、聴聞を行 わなければならない。</p> <p>4・5 (同上)</p>
<p><u>(権限の委任)</u></p> <p><u>第六十六条の二</u> <u>この法律に規定する法</u> <u>務大臣の権限は、法務省令で定めると</u> <u>ころにより、法務局又は地方法務局の</u> <u>長に委任することができる。</u></p>	<p>(新設)</p>

令和元年5月31日（金）  
濱地 雅一議員（公明）

衆・法務委員会  
対法務当局（民事局）

4問 一般論として、法律相談の定義はあるのか、法務当局に問う。

（答）

1 一般論として、法律相談とはどのようなものであるかについて、その意義を定義した法令の規定は存在しないものと承知している。

したがって、法律相談がどのようなものであるかを一概にお答えすることは困難である。

2 もっとも、司法書士が行う業務に関して申し上げれば、司法書士法第3条第1項第7号において、簡易裁判所における民事訴訟手続の対象となる民事に関する紛争であって、紛争の目的の価額が140万円を超えないものについて、相談に応じることが、司法書士が行う業務として定められている。

そして、これは、手続的な法律問題に限らず、実体法上の法律事項についても、法的手段や法律解釈を示しながら、行うことになるものであり、この相談は法律相談に当たると解されているものと承知している。

（注）「註釈 司法書士法（第三版）」

註釈司法書士法では、司法書士法第3条第1項第7号の「相談は、簡易裁判所の訴訟の対象となり得る民事紛争についての相談であるから、手続的な法律問題に限らず、実体法上の法律事項についても、法的手段や法律解釈を示しながら、行うことになると考えられる。したがって本号の相談は、いわゆる法律相談である」としている。

他方で、同条項第5号の相談については、「登記手続の代理や裁判所類の作成等の事務についての相談であり、依頼者の依頼の趣旨に沿って適切な書類を作成すること等のために必要な範囲の相談で

ある。」としているが、これについて「法律相談」に当たるとの解説はされていない。

(参照条文)

○司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）

(業務)

第三条 司法書士は、この法律の定めるところにより、他人の依頼を受けて、次に掲げる事務を行うことを業とする。

一～三 略

四 裁判所若しくは検察庁に提出する書類又は筆界特定の手続（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第六章第二節の規定による筆界特定の手続又は筆界特定の申請の却下に関する審査請求の手続をいう。第八号において同じ。）において法務局若しくは地方法務局に提出し若しくは提供する書類若しくは電磁的記録を作成すること。

五 前各号の事務について相談に応ずること。

六 簡易裁判所における次に掲げる手続について代理すること。ただし、上訴の提起（自ら代理人として手続に関与している事件の判決、決定又は命令に係るものを除く。）、再審及び強制執行に関する事項（本に掲げる手続を除く。）については、代理することができない。

イ 民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定による手続（口に規定する手続及び訴えの提起前における証拠保全手続を除く。）であつて、訴訟の目的の価額が裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第三十三条第一項第一号に定める額を超えないもの

ロ 民事訴訟法第二百七十五条の規定による和解の手続又は同法第七編の規定による支払督促の手続であつて、請求の目的の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないもの

ハ 民事訴訟法第二編第四章第七節の規定による訴えの提起前における証拠保全手続又は民事保全法（平成元年法律第九十一号）の規定による手続であつて、本案の訴訟の目的の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないもの

ニ 民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）の規定による手続であつて、調停を求める事項の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないもの

ホ 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二章第二節第四款第二目の規定による少額訴訟債権執行の手続であつて、請求の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないもの

七 民事に関する紛争（簡易裁判所における民事訴訟法の規定による訴訟手続の対象となるものに限る。）であつて紛争の目的の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないものについて、相談に応じ、又は仲裁事件の手続若しくは裁判外の和解について代理すること。

八 略

2～8 略

令和元年5月31日（金）  
濱地 雅一議員（公明）

衆・法務委員会  
対法務当局（民事局）

5問 一般論として、訴訟代理権を伴わなければ、法律相談とは呼ばないのか、法務当局に問う。

（答）

（先ほどお答えしたとおり、）司法書士が行う業務についていえば、司法書士が代理人となることができる簡易裁判所における訴訟手続の対象となる民事紛争についての相談は、いわゆる法律相談であると解されているものと認識している。

これを超えて、（これも先ほどお答えしたとおり、）法律相談の意義を定義した法令の規定は存在せず、一般論として、法律相談とはどのようなものであるかを一概にお答えすることは困難であるため、訴訟代理権を伴わなければ法律相談とは呼ばないのかについても、お答えすることは困難である。

（注）「註釈 司法書士法（第三版）」

註釈司法書士法では、司法書士法第3条第1項第7号の「相談は、簡易裁判所の訴訟の対象となり得る民事紛争についての相談であるから、手続的な法律問題に限らず、実体法上の法律事項についても、法的手段や法律解釈を示しながら、行うことになると考えられる。したがって本号の相談は、いわゆる法律相談である」としている。

他方で、同条項第5号の相談については、「登記手続の代理や裁判所類の作成等の事務についての相談であり、依頼者の依頼の趣旨に沿って適切な書類を作成すること等のために必要な範囲の相談である。」として、「法律相談」という表現は用いていない。

（参照条文）

○司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）

（業務）

第三条 司法書士は、この法律の定めるところにより、他人の依頼を受けて、次に掲げる事務を行うことを業とする。

一～三 略

四 裁判所若しくは検察庁に提出する書類又は筆界特定の手続（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第六章第二節の規定による筆界特定の手続又は筆界特定の申請の却下に関する審査請求の手続をいう。第八号において同じ。）において法務局若しくは地方法務局に提出し若しくは提供する書類若しくは電磁的記録を作成すること。

五 前各号の事務について相談に応ずること。

六 簡易裁判所における次に掲げる手続について代理すること。ただし、上訴の提起（自ら代理人として手続に関与している事件の判決、決定又は命令に係るものを除く。）、再審及び強制執行に関する事項（ホに掲げる手続を除く。）については、代理することができない。

イ 民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定による手続（ロに規定する手続及び訴えの提起前における証拠保全手続を除く。）であつて、訴訟の目的の価額が裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第三十三条第一項第一号に定める額を超えないもの

ロ 民事訴訟法第二百七十五条の規定による和解の手続又は同法第七編の規定による支払督促の手続であつて、請求の目的の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないもの

ハ 民事訴訟法第二編第四章第七節の規定による訴えの提起前における証拠保全手続又は民事保全法（平成元年法律第九十一号）の規定による手続であつて、本案の訴訟の目的の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないもの

ニ 民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）の規定による手続であつて、調停を求める事項の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないもの

ホ 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二章第二節第四款第二目の規定による少額訴訟債権執行の手続であつて、請求の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないもの

七 民事に関する紛争（簡易裁判所における民事訴訟法の規定による訴訟手続の対象となるものに限る。）であつて紛争の目的の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないものについて、相談に応じ、又は仲裁

事件の手続若しくは裁判外の和解について代理すること。

八 略

2～8 略

令和元年5月31日（金）  
濱地 雅一議員（公明）

衆・法務委員会  
対法務当局（民事局）

6問 司法書士法第3条第1項第5号の「相談」をする際にも、一般的な法律判断を前提としたものになると思うが、法務当局の見解を問う。

（答）

司法書士法第3条第1項第5号では、司法書士が行う業務として、同条第1号から第4号までに定める事務についての相談があげられている。

これは、登記又は供託に関する手続の代理や提出する書類の作成に伴う相談のほか、裁判所に提出する書類の作成に伴う相談が含まれている。

この相談は、依頼者の依頼の趣旨に沿って適切な書類を作成する等のために必要な範囲内の相談であって、通常は、依頼者の依頼内容を法律的に整序するためのものであると理解されている。

したがって、依頼者から聴取した事実を取捨選択しながら法的に整理した上で、その主張などを論理的に構成する必要があり、関係する法律的知識等が前提となるものであると認識している。

（参照条文）

○司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）

（業務）

第三条 司法書士は、この法律の定めるところにより、他人の依頼を受けて、次に掲げる事務を行うことを業とする。

一～三 略

四 裁判所若しくは検察庁に提出する書類又は筆界特定の手続（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第六章第二節の規定による筆界特定の手続又は筆界特定の申請の却下に関する審査請求の手続をいう。第八号において同じ。）

において法務局若しくは地方法務局に提出し若しくは提供する書類若しくは電磁的記録を作成すること。

五 前各号の事務について相談に応ずること。

六 簡易裁判所における次に掲げる手続について代理すること。ただし、上訴の提起（自ら代理人として手続に関与している事件の判決、決定又は命令に係るものを除く。）、再審及び強制執行に関する事項（ホに掲げる手続を除く。）については、代理することができない。

イ 民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定による手続（ロに規定する手続及び訴えの提起前における証拠保全手続を除く。）であつて、訴訟の目的の価額が裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第三十三条第一項第一号に定める額を超えないもの

ロ 民事訴訟法第二百七十五条の規定による和解の手続又は同法第七編の規定による支払督促の手続であつて、請求の目的の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないもの

ハ 民事訴訟法第二編第四章第七節の規定による訴えの提起前における証拠保全手続又は民事保全法（平成元年法律第九十一号）の規定による手続であつて、本案の訴訟の目的の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないもの

ニ 民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）の規定による手続であつて、調停を求める事項の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないもの

ホ 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二章第二節第四款第二目の規定による少額訴訟債権執行の手続であつて、請求の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないもの

七 民事に関する紛争（簡易裁判所における民事訴訟法の規定による訴訟手続の対象となるものに限る。）であつて紛争の目的の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないものについて、相談に応じ、又は仲裁事件の手続若しくは裁判外の和解について代理すること。

八 略

2～8 略

7問 総合法律支援法に基づき法テラスで実施している「特定援助対象者法律相談援助」について、一般の民事法律扶助における法律相談援助よりも司法書士が活用されていることは承知しているものの、様々な分野で司法書士が活躍している状況等を踏まえ、更に積極的に司法書士を活用すべきと考えるが、法務当局の見解を問う。

（委員御指摘のとおり、）日本司法支援センター、通称法テラスで実施している認知機能が十分でない高齢者・障害者等に出張法律相談を行う「特定援助対象者法律相談援助」においては、運用開始前に司法書士会等と連携して、司法書士の方々への周知・広報を徹底したことなどもあって、司法書士の方々が、同援助を積極的に利用し、相談に当たっていただいているものと承知している（注）。

引き続き、市民に身近な法律家である司法書士の方々が、より一層、法テラスの特定援助対象者法律相談援助を積極的に利用していただけるよう、法務省としても必要な協力をしてまいりたい。

（注）平成30年1月24日から平成31年3月27日までの法律相談援助における司法書士の実施件数（実施割合）（速報値）  
・特定援助対象者法律相談援助 55件  
（全事件数676件の約8.1%）  
・一般の民事法律扶助の法律相談援助 6,791件  
（全事件数37万755件の約1.8%）

（参考）特定援助対象者法律相談援助

高齢者・障害者を始めとして、自己が法的問題を抱えていることを認識する能力が十分でないなどの理由で、自ら法的援助を求めることができない方々がいる。

法テラスの「特定援助対象者法律相談援助」とは、平成30年1月24日に全面施行された改正総合法律支援法に基づく制度であり、こうした自ら法的援助を求めることができない方々を支援する福祉機関等からの申入れに基づき、事前の資力審査を要さずに（資力のある方は、相談料を自己負担），弁護士・司法書士が対象者のもとに出張して法律相談を提供するものであり、利用者本人ではなく、その者を支援する福祉機関等から申入れがなされる点、弁護士・司法書士が出張（アウトリーチ）して法律相談を実施する点に特徴がある。

(対大臣・副大臣・政務官)  
5月31日(金)衆・法務委

民事局 作成  
濱地 雅一 議員(公明)

8問 司法書士法に周旋禁止規定を設けることを検討すべきだと考えるが、このことについてどのように考えるか、法務大臣に問う。

### [周旋の禁止について]

司法書士以外の者が、司法書士に対して司法書士業務を斡旋(あっせん)し、他方で、司法書士からその対価を得るという周旋行為を禁止する必要があるのではないかとの指摘があることについては、承知している(注)。

士業の業務に関連して、このように周旋行為を業とすることを禁止する規定は、弁護士法には存在するものの(同法第72条)、他の士業法においては同趣旨の規定は存在しない。

### [今後の検討]

そこで、このような司法書士に関する周旋行為がどの程度行われているのかの実態把握や、どのような弊害を生じさせているのかなどを関係団体と連携しつつ十分に把握するとともに、このような禁止規定を設けることの影響についても、見極める必要があるものと認識している。



法務省としては、委員の御指摘も踏まえつつ、司法書士について周旋を禁止する規定を設けることの要否について検討してまいりたい。

(注) 司法書士が、第三者に周旋行為を要求する行為は、「不当な手段によつて依頼を誘致する」行為として、司法書士法施行規則第26条（依頼誘致の禁止）に違反するものと解される。

(参考) 参照条文

○弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）  
(非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止)

第七十二条 弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができます。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

○司法書士法施行規則（昭和五十三年法務省令第五十五号）  
(依頼誘致の禁止)

第二十六条 司法書士は、不当な手段によつて依頼を誘致するような行為をしてはならない。

【責任者：民事局 村松民事第二課長 内線 [ ] 携帯 [ ]】